「川越市景観計画の一部変更（素案）」に対する意見公募の結果及び市の考え方について

喜多院周辺地区の都市景観形成地域指定に関する「川越市景観計画の一部変更（素案）」について、平成 31 年 2 月 26 日（火）から平成 31 年 3 月 27 日（水）までの間、意見を募集したところ、3 名の方から 8 件のご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。

意見の概要と市の考え方は以下のとおりです。

№	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	既存の都市景観形成地域において、良好な景観形成について成果がでているため、地域指定については賛成する。	既存の都市景観形成地域の運用状況を参考に、良好な都市景観の形成を図ってまいります。
2	景観計画は官民共に当事者意識を持つことが不可欠であり、建設、環境、教育部署と連携した総合的な進行管理が重要。特に、指定の範囲内にある、公共施設（日高県道、河川、駐車場等）が景観的に整備されていない現状である。公共施設の整備方針についても記載すべき。	ご指摘の他部署との連携や、公共施設等につきましては、「川越市景観計画第 4 章都市景観の形成に関する方針と行為の制限」において、方針を記載しているところではございますが、具体的な景観の整備方針等につきましては、管理者との協議において、進めてまいりたいと考えております。
3	地区の概要において、記述する文化財の名称を限定せず、「等」を使用することで層の厚さを表現すると良い。	ご指摘のとおり、表現を修正してまいりたいと考えております。
4	地域に継承されている活動や伝統行事については具体的な名称を記載すると理解が深まる。	喜多院周辺地区都市景観形成地域のまちづくりガイドラインを作成し、詳しい解説を掲載することで対応してまいりたいと考えております。
5	方針において使用されている地域の特性を表す名称が妥当か検討すべき。	専門家の意見を参考にしながら、地元の皆様のご意向を重視した適切な表現を選択してまいります。
6	緑化については「緑視率」等の具体的な指標を活用してはどうか。	喜多院周辺地区都市景観形成地域のまちづくりガイドラインを作成し、緑化の手法や好事例を掲載することで対応してまいりたいと考えております。
7	指定後の進行管理にあたっては、住民の意見を適切に反映できるシステムが必要。	既存の都市景観形成地域の運用状況を参考に、地元代表者による協議組織の設置を促進し、対応してまいりたいと考えております。
8	地区の概要に記載の無い文化財や景観資源についても記述が必要ではないか。	喜多院周辺地区都市景観形成地域のまちづくりガイドラインを作成し、対応してまいりたいと考えております。